

「はかり」の定期検査

1 定期検査の対象となる「はかり」

取引又は証明に使用する「非自動はかり」です。

どちらかの証印がなければ取引又は証明に使えません。



检定証印



基準適合証印

2 検査手数料(消費税:非課税)

種類	型式及び能力	手数料	種類	型式及び能力	手数料
・電気式はかり 	ひょう量が 100kg以下のもの 1,470 250kg以下のもの 1,910 500kg以下のもの 2,360 1 t 以下のもの 3,390 2 t 以下のもの 4,040 5 t 以下のもの 7,490 10 t 以下のもの 11,630 20 t 以下のもの 16,290 30 t 以下のもの 20,720 40 t 以下のもの 23,370 50 t 以下のもの 32,300 50 t を超えるもの 55,420 最小の目量又は表記された感量が、ひょう量の1万分の1未満のものは上記の2倍の手数料となります。	(円)	・手動天びん  ・等比皿手動はかり  ・皿手動はかり  ・台手動はかり  ・手動指示併用はかり  ・ばね式指示はかり 	ひょう量が 100kg以下のもの 560 250kg以下のもの 960 500kg以下のもの 1,650 1 t 以下のもの 2,230 2 t 以下のもの 4,040 5 t 以下のもの 7,490 10 t 以下のもの 11,630 20 t 以下のもの 16,290 30 t 以下のもの 20,720 40 t 以下のもの 23,370 50 t 以下のもの 32,300 50 t を超えるもの 55,420 最小の目量又は表記された感量が、ひょう量の1万分の1未満のものは上記の2倍の手数料となります。	(円)
・棒はかり  ・ばね式指示はかり(直線目盛のもの) 		270			
・分銅  ・おもり 	1個につき	10			

- (注) 1 検査には、清掃した「はかり」をご持参くださるようお願いします。
 2 検査には、上記手数料が必要です。当日現金で納付してください。

《計量に関するご相談は》

山口県指定定期検査機関・指定計量証明検査機関

○ 一般社団法人 山口県計量協会 〒747-1221 山口市鑄銭司12361-31 TEL 083-986-2591

○ 山口県計量検定所 〒747-1221 山口市鑄銭司12361-31 TEL 083-985-1710

2年に1回 必ず受けよう定期検査

取引又は証明に該当する「はかり」の参考事例

定 義（計量法第2条第2項）

「取引」とは、有償であると無償であるを問わず、物の給付（売買、貸借、贈与等）又は役務の給付（輸送、保管、雇用、請負、委託加工等）を目的とする業務上の行為（業務に関連し、反復継続して行う行為）をいう。

具体的事例

- スーパー等量販店又は小売店等で、精肉・鮮魚・青果・惣菜・塩干商品等の計り売りに使用するもの
 - 農協、漁協で、組合員より農産物・魚介類の計り買いに使用するもの
 - 農産物、海産物加工販売店で、加工品の計り売りに使用するもの
 - 茶舗、製麺所等で、商品の計り売りに使用するもの
 - 釣具、金物店等で、商品の計り売りに使用するもの
 - 観光農園等で、青果等の計り売りに使用するもの
 - 農家、漁家等が、庭先取引や行商で計り売りに使用するもの
 - 製造販売事業所等で、商品（食品・肥料・農薬・セメント等）の計り売りに使用するもの
 - 病院、薬局等で、調剤に使用するもの
 - 運送、宅配、倉庫、質屋、廃棄物処理業等で、料金特定に使用するもの
- ※ 計り売りには、商品を袋・缶等に詰めて、その内容量を表記する場合を含む

「証明」とは、公に（不特定多数の者のほか、公的機関が、又は公的機関に対し、の意味）又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること（真実であることについて一定の法的責任等を伴って表明すること）をいう。

具体的事例

- 病院等で、健康診断書に体重を記入するために使用するもの
- 病院、保健所等で、乳幼児の体重を母子手帳に記入するために使用するもの
- 学校、幼稚園等で、生徒等の体重を通知表等に記入するために使用するもの
- 学校、幼稚園、給食センター等で、給食の栄養成分の量（グラム）を公的機関等に報告する場合に使用するもの
- 検察庁、警察等で、実地検証等に使用するもの
- 公的機関が、又は公的機関に対して通知、報告書等に記入するために使用するもの